

質問書に対する回答 2

件名	関越自動車道 所沢管内塩分量調査業務
----	--------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	金抜き設計書 塩分量調査塩分量測定A	特記仕様書の2-1：塩分量測定Aとは、監督員より提供された試料を基に、コンクリート中の全塩化物イオン濃度の分析を行うことをいう。実施に際しては、調査要領第2編第3章1-3-2 (1) 1) ③によるものとする。と記載があります。これにより調査要領には塩化物イオン濃度分析については「JIS A 1154」の試験方法に従い分析をすると記載はありますが、JIS法と遜色のない計測結果を得られる「蛍光X線分析」の方法での分析でも対応可能でしょうか。 また、「蛍光X線分析」は考えていない場合、その後の協議で試験方法を変更することは可能でしょうか。ご教示時の程よろしくお願ひいたします。	特記仕様書2-1に記載のとおり、本業務の塩分量測定Aは調査要領第2編第3章1-3-2 (1) 1) ③に示すJIS A 1154「硬化コンクリート中に含まれる塩化物イオンの試験方法」としております。 「蛍光X線分析」への試験方法の変更可否については、調査等請負契約書第21条「業務に係る受注者の提案」に基づき、本業務の契約締結後に受注者より提案があり、監督員が必要と判断した場合においてのみ変更可能とお考えください。
2	金抜き設計書 塩分量調査塩分量測定A	塩分量調査 塩分量測定Aについて対策工法の判定まで含んでいますでしょうか。測定内容にてご教示時の程よろしくお願ひいたします。	本業務の塩分量調査 塩分量測定Aには、対策工法の判定までは含んでおりません。 測定内容に関しましては、特記仕様書2-1に記載のとおり調査要領第2編第3章1-3-2 (1) 1) ③に従い、監督員より提供された試料を基にコンクリート中の全塩化物イオン濃度の分析を行い、分析結果を報告書に取りまとめるものとなります。